

平成 28 年度  
北九州市ひとり親家庭等実態調査報告書  
(平成 28 年 11 月 1 日現在)

北九州市子ども家庭局



# はじめに

この報告書は、平成 28 年 11 月に実施いたしました「北九州市ひとり親家庭等実態調査」の結果をまとめたものです。

近年、母子・父子家庭及び寡婦を取り巻く社会・経済状況は、家族形態の多様化、女性の社会進出などにより大きく変化しています。このような状況のなか、母子・父子家庭及び寡婦の生活実態やニーズを把握し、今後の福祉施策をより効果的に進めるため、この度調査を実施いたしました。

この報告書が、関係者をはじめ多くの方々に広く活用され、母子・父子家庭及び寡婦の福祉の向上に役立てば幸いです。

最後に、今回の調査の実施にあたりご協力いただきました、母子・父子家庭及び寡婦のみなさま、ならびに日頃から本市の福祉行政にご理解・ご協力をいただいております方々に対し、心より感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

北九州市子ども家庭局



# 目 次

## I. 調査の概要

1. 調査の目的	1
2. 調査の方法、手順	1
3. 実施主体、調査実施機関	1
4. 調査票の回収結果	2
5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計	2
6. 集計結果利用上の注意	3
7. 調査対象世帯の定義	3

## II. 調査結果の概要

1. 世帯数と子どもの数の動向	5
2. 世帯の状況	7
3. ひとり親家庭等になった当時の状況	9
4. 仕事の状況	13
5. 住宅の状況	16
6. 生計の状況	17
7. 健康状態	18
8. 子どもの状況	19
9. 生活状況	22
10. 公的機関や制度の利用状況	25
11. 行政機関に対する要望	26

## III. 調査結果

### 第1章 母子家庭

1. 母子家庭の世帯数と子どもの数の動向	27
(1) 全国の母子家庭の状況	27
(2) 北九州市の母子家庭の世帯数	28
(3) 各区別母子家庭の世帯数	29
(4) 子どもの数	30
2. 世帯の状況	31
(1) 母親の年齢	31
(2) 世帯人員	32
(3) 20歳未満の子ども以外の同居家族	33
(4) 20歳未満の子どもの就学・就労状況	34
3. 母子家庭になった当時の状況	36
(1) 母子家庭になってからの経過年数	36

(2) 母子家庭になった理由	37
(3) 離婚した夫との養育費の取り決め	38
(ア) 養育費についての相談相手	38
(イ) 養育費の取り決め状況	40
(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由	42
(4) 離婚した夫からの養育費の受給状況	43
(5) 離婚した夫との面会交流の取り決め	45
(6) 離婚した夫との面会交流の実施状況	46
(7) 母子家庭になった当時困ったこと	47
(8) 当時の母子福祉施策の認知経路	48
<b>4. 仕事の状況</b>	<b>50</b>
(1) 母子家庭になった当時の仕事の状況	50
(ア) 母子家庭になった当時の仕事の有無	50
(イ) 母子家庭になった当時の就労形態	51
(ウ) 母子家庭になったことによる転職・退職経験とその理由	52
(2) 現在の仕事の状況	54
(ア) 現在の仕事の有無	54
(イ) 現在の就労形態	55
(ウ) 現在の仕事の内容（職種）	57
(エ) 求職の方法	58
(オ) 勤続年数	60
(カ) 就業時間	62
(キ) 仕事による収入	66
(ク) 仕事上の不安や不満、悩み	68
(ケ) 現在の仕事の継続意向	70
(コ) 就業していない理由	71
(サ) 今後の就業意向	73
(3) 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術	76
(ア) 現在持っている資格や技術	76
(イ) 現在役に立っている資格や技術	78
(ウ) 今後取得したい資格や技術	80
(エ) 現在持っている、役に立っている、	
今後取得したい資格や技術の比較	82
(オ) 学歴と高等学校卒業程度認定試験	83
<b>5. 住宅の状況</b>	<b>85</b>
(1) いまの住宅に住みはじめた時期と前住地	85
(2) 住居形態	87
(3) 1か月の家賃（借家の場合）	88
(4) 住宅に関する不満、悩み	90
(5) 現在の住居に対する今後の居住意向	92
(6) 公営住宅への入居希望	93
<b>6. 生計の状況</b>	<b>94</b>
(1) 主たる収入源	94

(2) 従たる収入源	95
(3) 世帯全員の年間税込み収入	96
(4) 課税状況	98
(5) 家計の状態	99
(6) 現在不足している費用	100
<b>7. 健康状態</b>	<b>102</b>
(1) 母親の健康状態	102
(2) 母親が病気の時の本人の身の回りの世話	103
(3) 子どもが病気の時の身の回りの世話	104
(4) 医療保険	105
<b>8. 子どもの状況</b>	<b>107</b>
(1) 子どもとの団らんの機会	107
(2) 子どもについての悩み	109
(3) 未就学児の世話	111
(4) 小学生の世話	113
(5) 学校が終わった後、子どもがひとりになる時間	115
(6) 子どもがひとりになる時間に利用したい支援	117
(7) 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費	119
(8) 子どもの進学についての考え	120
<b>9. 生活状況</b>	<b>122</b>
(1) 近所づきあいの程度	122
(2) 生きがいを感じる事	123
(3) 生活上の不安や悩み	124
(4) 困ったときの相談相手	126
(5) 家事を担当している人	128
(6) 今後行いたい家族レクリエーション	131
(7) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況	133
(8) 結婚の意思	137
<b>10. 公的機関や制度の周知と利用及び要望</b>	<b>138</b>
(1) 公的機関や制度の周知と利用状況	138
(ア) 利用したことがある公的機関や制度	138
(イ) 知っているが利用したことがない公的機関や制度	141
(ウ) 知らない公的機関や制度	143
(2) 今後利用したい公的機関や制度	146
(3) 行政機関に対する要望	149

## 第2章 父子家庭

<b>1. 父子家庭の世帯数と子どもの数の動向</b>	<b>151</b>
(1) 全国の父子家庭の状況	151
(2) 北九州市の父子家庭の世帯数	152
(3) 各区別父子家庭の世帯数	153
(4) 子どもの数	154

<b>2. 世帯の状況</b> .....	<b>155</b>
(1) 父親の年齢 .....	155
(2) 世帯人員 .....	156
(3) 20歳未満の子ども以外の同居家族 .....	157
(4) 20歳未満の子どもの就学・就労状況 .....	158
<b>3. 父子家庭になった当時の状況</b> .....	<b>159</b>
(1) 父子家庭になってからの経過年数 .....	159
(2) 父子家庭になった理由 .....	160
(3) 離婚した妻との養育費の取り決め .....	161
(ア) 養育費についての相談相手 .....	161
(イ) 養育費の取り決め状況 .....	162
(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由 .....	163
(4) 離婚した妻からの養育費の受給状況 .....	164
(5) 離婚した妻との面会交流の取り決め .....	166
(6) 離婚した妻との面会交流の実施状況 .....	167
(7) 父子家庭になった当時困ったこと .....	168
(8) 当時の父子福祉施策の認知経路 .....	169
<b>4. 仕事の状況</b> .....	<b>170</b>
(1) 父子家庭になった当時の仕事の状況 .....	170
(ア) 父子家庭になった当時の仕事の有無 .....	170
(イ) 父子家庭になった当時の就労形態 .....	171
(ウ) 父子家庭になったことによる転職・退職経験とその理由 .....	172
(2) 現在の仕事の状況 .....	174
(ア) 現在の仕事の有無 .....	174
(イ) 現在の就労形態 .....	175
(ウ) 現在の仕事の内容（職種） .....	176
(エ) 求職の方法 .....	177
(オ) 勤続年数 .....	179
(カ) 就業時間 .....	181
(キ) 仕事による収入 .....	184
(ク) 仕事上の不安や不満、悩み .....	186
(ケ) 現在の仕事の継続意向 .....	188
(コ) 就業していない理由 .....	189
(サ) 今後の就業意向 .....	190
(シ) 資格や技術の保有状況と今後取得したい資格や技術 .....	193
(ス) 学歴と高等学校卒業程度認定試験 .....	194
<b>5. 住宅の状況</b> .....	<b>196</b>
(1) いまの住宅に住みはじめた時期と前住地 .....	196
(2) 住居形態 .....	198
(3) 1か月の家賃（借家の場合） .....	200
(4) 住宅に関する不満、悩み .....	202
(5) 現在の住居に対する今後の居留意向 .....	204
(6) 公営住宅への入居希望 .....	205

<b>6. 生計の状況</b> .....	<b>206</b>
(1) 主たる収入源 .....	206
(2) 従たる収入源 .....	207
(3) 世帯全員の年間税込み収入 .....	208
(4) 課税状況 .....	210
(5) 家計の状態 .....	211
(6) 現在不足している費用 .....	212
<b>7. 健康状態</b> .....	<b>214</b>
(1) 父親の健康状態 .....	214
(2) 父親が病気の時の本人の身の回りの世話 .....	215
(3) 子どもが病気の時の身の回りの世話 .....	216
(4) 医療保険 .....	217
<b>8. 子どもの状況</b> .....	<b>218</b>
(1) 子どもとの団らんの機会 .....	218
(2) 子どもについての悩み .....	220
(3) 未就学児の世話 .....	222
(4) 小学生の世話 .....	224
(5) 学校が終わった後、子どもがひとりになる時間 .....	226
(6) 子どもがひとりになる時間に利用したい支援 .....	228
(7) 高校、短大・大学及びその他の学生の教育費 .....	230
(8) 子どもの進学についての考え .....	231
<b>9. 生活状況</b> .....	<b>232</b>
(1) 近所づきあいの程度 .....	232
(2) 生きがいを感じることに .....	233
(3) 生活上の不安や悩み .....	234
(4) 困ったときの相談相手 .....	236
(5) 家事を担当している人 .....	238
(6) 今後行いたい家族レクリエーション .....	241
(7) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況 .....	243
(8) 結婚の意思 .....	247
<b>10. 公的機関や制度の周知と利用及び要望</b> .....	<b>248</b>
(1) 公的機関や制度の周知と利用状況 .....	248
(ア) 利用したことがある公的機関や制度 .....	248
(イ) 知っているが利用したことがない公的機関や制度 .....	250
(ウ) 知らない公的機関や制度 .....	252
(2) 今後利用したい公的機関や制度 .....	254
(3) 行政機関に対する要望 .....	256

### 第3章 寡婦

<b>1. 北九州市の寡婦の世帯数</b> .....	<b>259</b>
<b>2. 世帯の状況</b> .....	<b>260</b>
(1) 年 齢 .....	260

(2) 世帯人員	261
(3) 同居家族	262
(4) 扶養関係	263
(5) かつて母子家庭となった理由	264
<b>3. 仕事の状況</b>	<b>265</b>
(1) 仕事の有無	265
(2) 就労形態	266
(3) 職種	267
(4) 求職の方法	268
(5) 勤続年数	270
(6) 就業時間	271
(7) 仕事による収入	274
(8) 仕事上の不安や不満、悩み	276
(9) 現在の仕事の継続意向	278
(10) 就業していない理由	279
(11) 今後の就業意向	280
(12) 現在持っている資格や技術	283
(13) 現在役に立っている資格や技術	285
(14) 今後取得したい資格や技術	287
<b>4. 住宅の状況</b>	<b>289</b>
(1) 現在の住宅に住みはじめた時期と前住地	289
(ア) かつて母子家庭だった	289
(イ) かつて母子家庭ではなかった	291
(2) 住居形態	293
(3) 1ヶ月の家賃（借家の場合）	294
(4) 住宅に関する不満や悩み	296
(5) 現在の住居に対する今後の居住意向	298
(6) 公営住宅への入居希望	299
<b>5. 生計の状況</b>	<b>300</b>
(1) 主たる収入源	300
(2) 従たる収入源	301
(3) 世帯の年間税込み収入	302
(4) 課税状況	304
(5) 家計の状態	305
(6) 現在不足している費用	306
<b>6. 健康状態</b>	<b>308</b>
(1) 本人の健康状態	308
(2) 病気の時の身の回りの世話	309
(3) 医療保険	310
<b>7. 生活状況</b>	<b>311</b>
(1) 近所づきあいの程度	311
(2) 生きがいを感じる事	312
(3) 生活上の不安や悩み	313

(4) 困ったときの相談相手 .....	315
(5) 家事を担当している人 .....	317
(6) 今後行いたい家族レクリエーション .....	319
(7) 母子会（母子寡婦福祉会）の加入状況 .....	320
(8) 結婚の意思 .....	323
<b>8. 公的機関や制度の周知と利用及び要望 .....</b>	<b>324</b>
(1) 公的機関や制度の周知と利用状況 .....	324
(ア) 利用したことがある公的機関や制度 .....	324
(イ) 知っているが利用したことがない公的機関や制度 .....	326
(ウ) 知らない公的機関や制度 .....	328
(2) 今後利用したい公的機関や制度 .....	330
(3) 行政機関に対する要望 .....	332
<b>IV. 参考資料</b>	
使用した調査票 .....	<b>335</b>



# I 調査の概要

---



# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は、北九州市内における「母子家庭」「父子家庭」及び「寡婦」の日常生活の状況や要望を把握し、今後の福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施している。

## 2. 調査の方法、手順

### (1) 調査対象世帯

住民基本台帳で「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」と推測される世帯。

### (2) 標本数と標本の抽出方法

調査の標本数を母子家庭は3,750世帯、父子家庭は1,250世帯、寡婦は1,000世帯とし、それぞれ無作為に抽出した。

### (3) 調査基準日と調査期間

平成28年11月1日を調査基準日とし、平成28年11月1日～11月21日までに調査票の配布、回収を行った。

### (4) 調査票の配布、回収方法

調査票の配布、回収ともに郵送法で行った。

### (5) 主な調査項目

主な調査項目は次の通り。

#### ①母子家庭・父子家庭

世帯の状況、母子家庭・父子家庭になった当時の状況、仕事の状況、住宅の状況、生計の状況、健康状態、子どもの状況、生活状況、制度等の利用状況及び行政に対する要望等

#### ②寡婦

世帯の状況、仕事の状況、住宅の状況、生計の状況、健康状態、生活状況、制度等の利用状況及び行政に対する要望等

## 3. 実施主体、調査実施機関

実施主体：北九州市（子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課）

調査実施機関：西日本新聞お客さまセンター調査・マーケティンググループ

#### 4. 調査票の回収結果

母子家庭は配布数 3,750 票に対し、1,485 票の回収が得られ、このうち該当世帯でかつ調査完了の調査票は 1,291 票で、有効回収率は 34.4%となっている。

父子家庭は配布数 1,250 票に対し、449 票の回収が得られ、このうち該当世帯でかつ調査完了の調査票は 397 票で、有効回収率は 31.8%となっている。

寡婦は配布数 1,000 票に対し、382 票の回収が得られ、このうち該当世帯でかつ調査完了の調査票は 210 票で、有効回収率は 21.0%となっている。

表 I-1 調査票の回収結果

	実数(票)			構成比(%)		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
配布	3,750	1,250	1,000	100.0	100.0	100.0
回収	1,485	449	382	39.6	35.9	38.2
該当世帯	1,294	398	212	34.5	31.8	21.2
調査完了	1,291	397	210	34.4	31.8	21.0
記入不完全	3	1	2	0.1	0.1	0.2
非該当世帯	191	51	170	5.1	4.1	17.0
宛先不明	—	—	—	—	—	—
未回収	2,265	801	618	60.4	64.1	61.8

#### 5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

北九州市における調査対象世帯数は、調査結果によると「母子家庭」が 14,708 世帯、「父子家庭」が 2,322 世帯、「寡婦」が 26,030 世帯と推計され、総世帯数に対する割合（出現率）は「母子家庭」3.44%、「父子家庭」が 0.54%、「寡婦」が 6.08%となっている。

表 I-2 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

	総世帯数	世帯数(世帯)			出現率(%)		
		母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
計	427,941	14,708	2,322	26,030	3.44	0.54	6.08
門司区	42,956	1,491	245	3,111	3.47	0.57	7.24
小倉北区	92,041	3,001	452	5,652	3.26	0.49	6.14
小倉南区	88,943	3,309	525	5,604	3.72	0.59	6.30
若松区	33,847	1,219	227	2,096	3.60	0.67	6.19
八幡東区	31,227	953	144	1,815	3.05	0.46	5.81
八幡西区	111,019	3,886	600	6,462	3.50	0.54	5.82
戸畑区	27,908	849	129	1,290	3.04	0.46	4.62

※総世帯数は、平成 28 年 11 月 1 日現在の推計世帯数による。(市企画調整局)

※出現率は、北九州市の母子家庭、父子家庭、寡婦の推測世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものの。

## 6. 集計結果利用上の注意

- (1) 集計・分析の対象とした標本数は「母子家庭」が 1,291、「父子家庭」が 397、「寡婦」が 210 となっている。
- (2) 集計結果は原則として標本数を基数にした百分比 (%) で表示している。それ以外の場合はそれぞれ単位を明記している。
- (3) 端数処理をしていないので、推計値、構成比などの表面上の計が若干合わないことがある。
- (4) 「—」は調査項目にあるが該当する数値のないもの、数表上の「…」及びグラフ上の「\*」は調査項目にないもの、「0.0」は単位未満のものを示している。
- (5) 設問によっては前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して続けて行った設問もあり、この場合の回答者は設問回答の該当者のみである。
- (6) 図中に示す「N」は、比率算出上の基数となる標本数を示している。
- (7) 文中の選択肢の表記は「 」で行い、選択肢のうち、二つ以上のものを合計して表す場合は『 』としている。

## 7. 調査対象世帯の定義

### (1) 母子家庭

現に 20 歳未満の子ども（養子、継子を含む）を扶養する「配偶者のない女子と子どもからなる世帯」とし、配偶者のない理由は次のとおりとした。また、母子以外に同居家族があっても、これを満たせば母子家庭としている。

ただし、「配偶者」とは婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むものとし、この場合は調査の対象から除外している。

【死 別】 配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていないもの

【離 婚】 離婚した女子であって、現に婚姻をしていないもの

【生死不明】 配偶者の生死が明らかでない女子

【遺 棄】 配偶者から遺棄されている女子

【重度障害】 配偶者が精神または身体の障害により、長期（1年以上）にわたって労働能力を失っている女子

【長期拘禁】 配偶者が法令により、長期（1年以上）にわたって拘禁されているために、その扶養を受けることのできない女子

【未婚の母】 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの

### (2) 父子家庭

現に 20 歳未満の子ども（養子、継子を含む）を扶養する「配偶者のない男子と子どもからなる世帯」とし、配偶者のない理由は母子家庭に準拠するものとした。また、父子以外に同居家族があっても、これを満たせば父子家庭としている。

ただし、「配偶者」とは婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むものとし、この場合は調査の対象から除外している。

### (3) 寡婦

配偶者のない女子と 20 歳以上の子からなる世帯、配偶者のない 40 歳以上 65 歳未満の女子のみの世帯とし、配偶者のない理由は母子家庭に準拠するものとしている。



## II 調査結果の概要

---



## Ⅱ 調査結果の概要

### 1. 世帯数と子どもの数の動向

#### (1) 世帯数の動向

北九州市の平成28年11月1日のひとり親家庭等の世帯数は、母子家庭が14,708世帯、父子家庭が2,322世帯、寡婦が26,030世帯となっている。

総世帯数(427,941世帯)に占める割合(出現率)は、母子家庭が3.44%、父子家庭が0.54%、寡婦が6.08%となっている。

表Ⅱ-1 母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯数と出現率

	母子・父子の合計		母子家庭		父子家庭		寡婦	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
平成28年	17,030	3.98	14,708	3.44	2,322	0.54	26,030	6.08
平成23年	17,962	4.24	15,733	3.71	2,229	0.53	36,527	8.62
平成18年	17,566	4.19	15,120	3.61	2,446	0.58	35,864	8.57
平成13年	17,248	4.19	14,474	3.52	2,774	0.67	…	…
平成8年	14,310	3.65	11,810	3.01	2,500	0.64	…	…
平成3年	12,590	3.40	10,580	2.86	2,010	0.54	…	…

#### (2) 理由別世帯数の動向

理由別世帯数をみると、母子家庭は離婚などの「生別」によるものが13,638世帯と最も多く、92.7%を占めている。次いで、「死別」は797世帯(5.4%)となっている。

父子家庭では、「生別」が1,760世帯(75.8%)、「死別」は509世帯(21.9%)となっており、「生別」が「死別」を大きく上回っているものの、母子家庭と比べて「死別」の割合が大きくなっている。

寡婦では、「生別」が14,378世帯(55.2%)、「死別」が8,801世帯(33.8%)となっており、「死別」が3割を超えている。

表Ⅱ - 2 母子家庭、父子家庭、寡婦の理由別世帯数

	母子家庭				父子家庭				寡婦家庭				かつて母子家庭ではなかった
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明	
平成28年 (構成比)	14,708 (100.0)	797 (5.4)	13,638 (92.7)	273 (1.9)	2,322 (100.0)	509 (21.9)	1,760 (75.8)	53 (2.3)	26,030 (100.0)	8,801 (33.8)	14,378 (55.2)	1,611 (6.2)	1,240 (4.8)
平成23年 (構成比)	15,733 (100.0)	1,127 (7.2)	14,492 (92.1)	114 (0.7)	2,229 (100.0)	367 (16.5)	1,842 (82.6)	20 (0.9)	36,527 (100.0)	14,191 (38.9)	19,251 (52.7)	1,357 (3.7)	1,728 (4.7)
平成18年 (構成比)	15,120 (100.0)	1,311 (8.7)	13,650 (90.2)	159 (1.1)	2,446 (100.0)	448 (18.3)	1,991 (81.4)	7 (0.3)	35,864 (100.0)	15,834 (44.2)	15,643 (43.6)	381 (1.1)	4,006 (11.2)
平成13年 (構成比)	14,474 (100.0)	1,591 (11.0)	12,873 (88.9)	10 (0.1)	2,774 (100.0)	551 (19.9)	2,223 (80.1)	-	...	...	...	...	...
平成8年 (構成比)	11,810 (100.0)	1,630 (13.8)	9,970 (84.4)	210 (1.8)	2,500 (100.0)	620 (24.8)	1,820 (72.8)	60 (2.4)	...	...	...	...	...
平成3年 (構成比)	10,580 (100.0)	2,011 (19.0)	8,475 (80.1)	94 (0.9)	2,010 (100.0)	492 (24.5)	1,464 (72.9)	54 (2.7)	...	...	...	...	...

(3) 子どもの数

ひとり親家庭の20歳未満の子どもの数は、母子家庭の子どもが22,160人、父子家庭の子どもが3,480人で、合わせて25,640人となっている。

就学状況別の子どもの数は、「義務教育終了後」が8,710人と最も多く、次いで「小学生」が7,090人、「中学生」が5,530人、「未就学児」が4,310人となっている。

母子家庭の子どもの出現率は、「未就学児」7.69%、「小学生」12.34%、「中学生」18.01%と子どもの年齢が高くなるにしたがって高くなっている。また、父子家庭の子どもの出現率は、「未就学児」0.37%、「小学生」2.05%、「中学生」3.32%となっている。

表Ⅱ - 3 母子家庭、父子家庭の子どもの数と出現率

	総計		母子家庭		父子家庭	
	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)
計	25,640	15.62	22,160	13.50	3,480	2.12
未就学児	4,310	8.07	4,110	7.69	200	0.37
小学生	7,090	14.39	6,080	12.34	1,010	2.05
中学生	5,530	21.33	4,670	18.01	860	3.32
義務教育後	8,710	24.50	7,300	20.53	1,410	3.97
平成23年	28,240	...	24,800	...	3,440	...
平成18年	27,380	...	23,620	...	3,760	...
平成13年	27,360	...	22,850	...	4,510	...
平成8年	21,930	...	17,910	...	4,030	...

※出現率算定の基礎となる小学生、中学生の児童・生徒数は、平成28年5月1日現在。(市教育委員会)

※その他は、平成28年5月1日現在の年齢別人口による。(総務省統計局)

## 2. 世帯の状況

### (1) 母親、父親、寡婦の年齢

母子家庭の母親の年齢は、「40～44歳」が24.8%と最も高く、次いで「45～49歳」が22.3%、「35～39歳」が16.8%、「30～34歳」が12.6%で、合わせると『30～49歳』が76.5%を占めている。

父子家庭の父親の年齢は、「40～44歳」が28.2%と最も高く、次いで「45～49歳」が24.9%、「50～54歳」が13.6%、「35～39歳」が12.6%で、合わせると『35～54歳』が79.3%を占めており、母親に比べて父親の年齢が若干高くなっている。

寡婦の年齢は、「60～64歳」が30.0%と最も高く、次いで「55～59歳」が26.2%、「50～54歳」が12.9%で、合わせると『50～64歳』が69.1%を占めている。

表Ⅱ-4 母親、父親、寡婦の年齢

(%)

	標本数	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	無回答
母子家庭	1,291	0.2	2.5	6.7	12.6	16.8	24.8	22.3	10.6	2.2	0.6	0.5
父子家庭	397	0.3	0.3	1.5	6.5	12.6	28.2	24.9	13.6	7.8	3.8	0.5

	標本数	39歳以下	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上	無回答
寡婦	210	0.5	1.9	8.6	12.9	26.2	30.0	6.2	1.9	4.8	6.7	0.5

### (2) 世帯人員

世帯人員は、母子家庭は「3人」が35.9%と最も高く、次いで「2人」が34.5%、「4人」が18.7%で、平均世帯人員は3.1人となっている。

父子家庭でも「3人」が35.5%と最も高く、次いで「2人」が31.2%、「4人」が18.4%で、平均世帯人員は3.2人となっており、母子家庭との差はあまりみられない。

また、寡婦では「2人」が39.0%と最も高く、次いで「1人」が38.6%で、平均世帯人員は2.0人となっている。

表Ⅱ-5 世帯人員

(%)

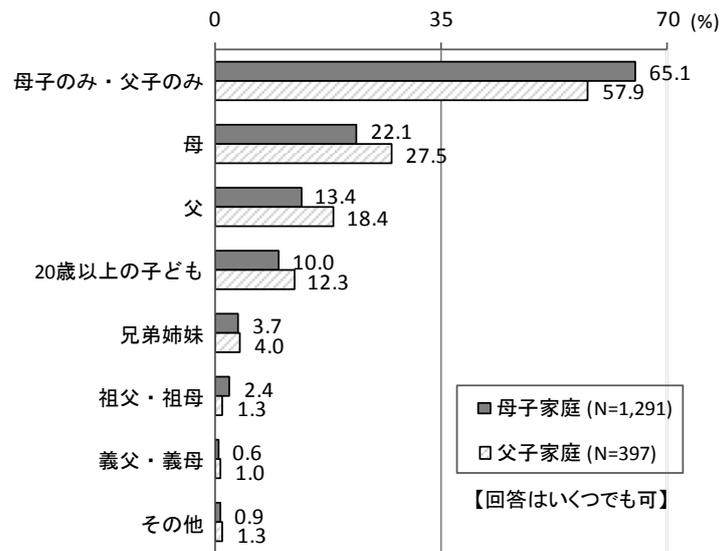
	標本数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	無回答	(人) 平均
母子家庭	1,291	0.3	34.5	35.9	18.7	7.9	2.1	0.4	0.2	-	3.1
父子家庭	397	0.8	31.2	35.5	18.4	9.3	3.0	1.5	0.3	-	3.2
寡婦	210	38.6	39.0	13.3	4.3	1.9	1.4	0.5	0.5	0.5	2.0

### (3) 同居家族

母親と20歳未満の子どものみの母子家庭は65.1%であり、他に同居家族のいる母子家庭は「母(子どもからは祖母)」22.1%、「父(子どもからは祖父)」13.4%、「20歳以上の子ども」10.0%などとなっている。

父親と20歳未満の子どものみの父子家庭は57.9%、他に同居家族のいる父子家庭は「母(子どもからは祖母)」が27.5%で最も高く、以下「父(子どもからは祖父)」18.4%、「20歳以上の子ども」12.3%などとなっている。

図Ⅱ - 1 20歳未満の子ども以外の同居家族 [複数回答]



### 3. ひとり親家庭等になった当時の状況

#### (1) ひとり親家庭等になった理由

母子家庭になった理由は、「離婚」が83.2%と最も高く、「未婚の母」が7.7%、「病死」「交通事故死」「その他の死別」を合わせた『死別』は5.4%となっている。

父子家庭の場合も「離婚」が74.3%と高いものの、『死別』は21.9%と母子家庭を上回っている。特に「病死」は母子家庭4.3%、父子家庭18.9%と大きな開きがある。

表Ⅱ - 6 ひとり親家庭等になった理由

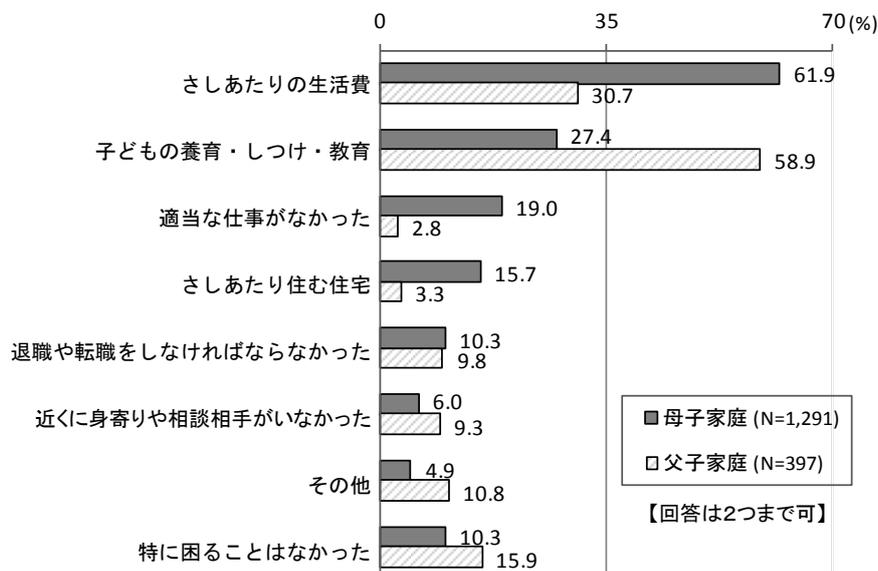
	標本数	病死	交通事故死	その他の死別	離婚	遺棄	行方不明	未婚の母	でかかってはななかつた母子家庭	その他	無回答
母子家庭	1,291	4.3	0.3	0.8	83.2	0.4	0.3	7.7	…	1.5	1.5
父子家庭	397	18.9	0.5	2.5	74.3	-	1.0	…	…	1.5	1.3
寡婦	210	31.9	-	1.9	51.4	0.5	1.0	1.9	4.8	1.4	5.2

#### (2) ひとり親家庭になった当時困ったこと

母子家庭になった当時困ったことは、「さしあたりの生活費」が61.9%と最も高く、次いで「子どもの養育・しつけ・教育」が27.4%、「適当な仕事がなかった」が19.0%と高くなっている。

父子家庭の場合は「子どもの養育・しつけ・教育」が58.9%で最も高くなっており、「さしあたりの生活費」30.7%、「さしあたり住む住宅」3.3%、「適当な仕事がなかった」2.8%は母子家庭に比べかなり低い割合となっている。

図Ⅱ - 2 ひとり親家庭になった当時困ったこと [複数回答]



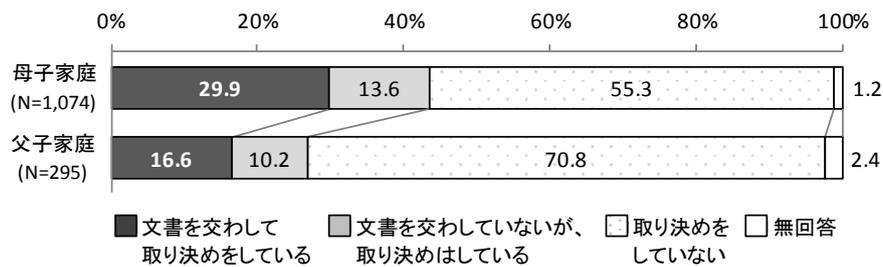
### (3) 子どもの養育費の取り決め、受給状況

#### (ア) 養育費の取り決め

母子家庭では、養育費を「文書を交わして取り決めをしている」が 29.9%、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」が 13.6%で、4割以上が養育費の取り決めを行っている。

父子家庭では、「取り決めをしていない」が 70.8%と高い。取り決めを行っている人では、「文書を交わして取り決めをしている」が 16.6%、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」が 10.2%で、取り決めをしているのは合わせて 26.8%となっている。

図Ⅱ - 3 養育費の取り決め

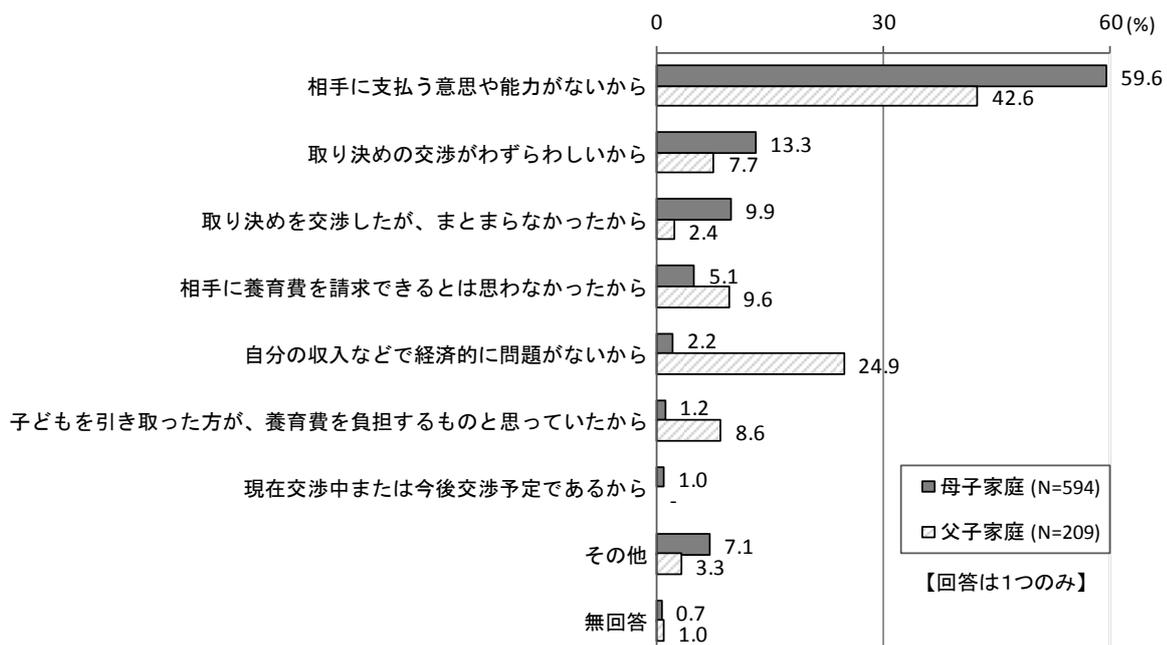


#### (イ) 養育費の取り決めをしていない理由

養育費の取り決めをしていない理由としては、母子家庭では、「相手に支払う意思や能力がないから」が 59.6%と最も高く、次いで「取り決めの交渉がわずらわしいから」13.3%、「取り決めに交渉したが、まとまらなかったから」が 9.9%となっている。

父子家庭では、「相手に支払う意思や能力がないから」が最も高く 42.6%、次いで「自分の収入などで経済的に問題がないから」が 24.9%となっている。

図Ⅱ - 4 養育費の取り決めをしていない理由

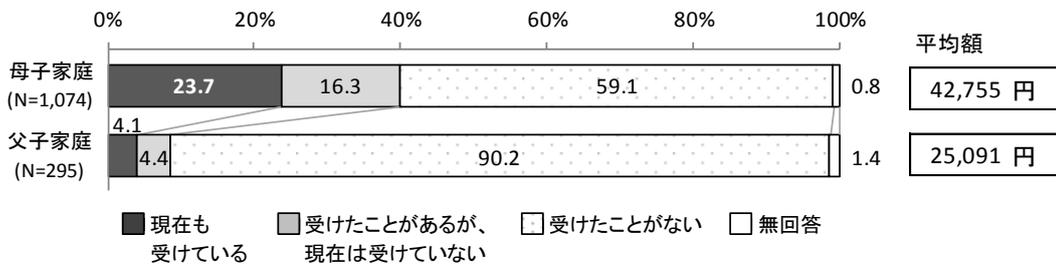


(ウ) 養育費の受給状況

養育費の受給状況は、母子家庭では、「受けたことがない」が59.1%と高い。「現在も受けている」は23.7%、「受けたことがあるが、現在は受けていない」は16.3%で、養育費の平均額は4万2,755円となっている。

父子家庭では、「受けたことがない」が90.2%と大部分を占めている。

図Ⅱ - 5 養育費の受給状況

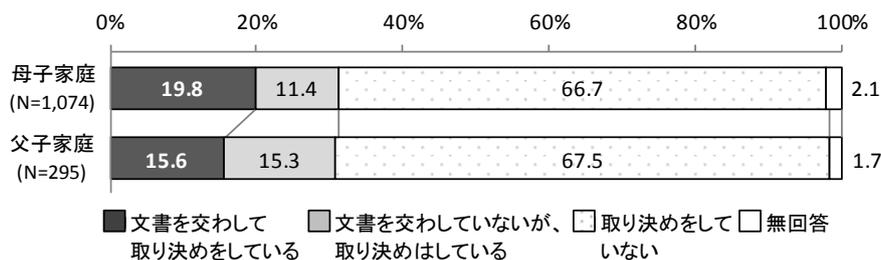


(4) 面会交流の取り決め、実施状況

(ア) 面会交流の取り決め

離婚した元配偶者との面会交流の取り決めについては、「文書を交わして取り決めをしている」は母子家庭では19.8%、父子家庭では15.6%となっている。また、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」は母子家庭では11.4%、父子家庭では15.3%となっており、母子家庭、父子家庭ともに取り決めをしている割合は約3割にとどまっている。

図Ⅱ - 6 面会交流の取り決め

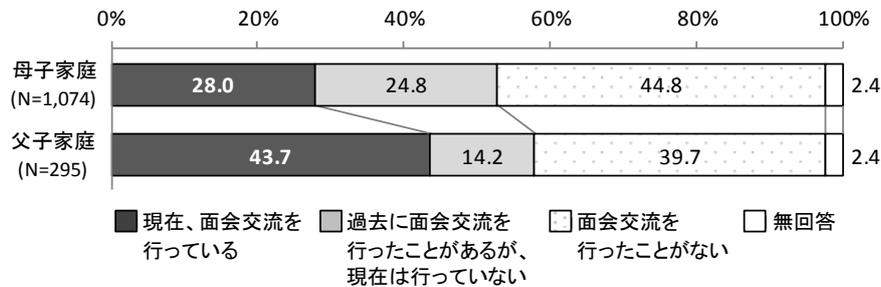


### (イ) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況について、「現在、面会交流を行っている」は母子家庭の 28.0%に対して父子家庭では 43.7%と、父子家庭の方が 15.7 ポイント高い。

また、「面会交流を行ったことがない」は、母子家庭は 44.8%、父子家庭は 39.7%となっている。

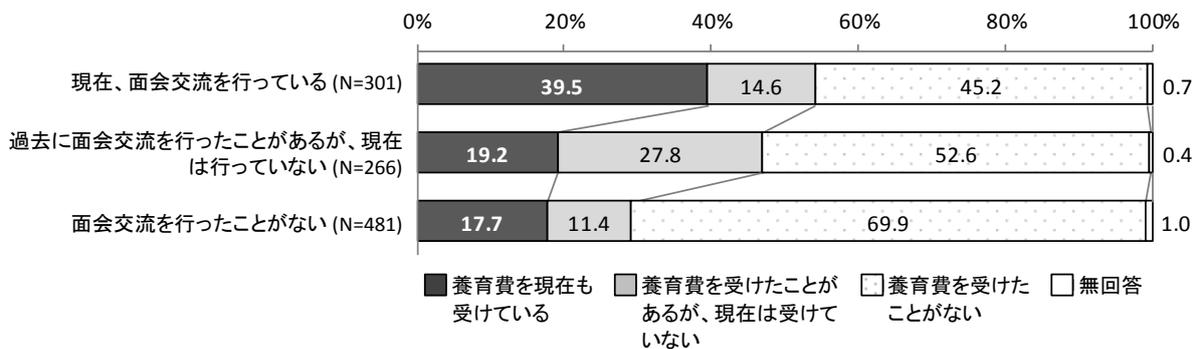
図 II - 7 面会交流の実施状況



### (ウ) 面会交流と養育費の関係 (母子家庭)

現在、面会交流を行っている母子家庭の 39.5%が夫から養育費を現在も受給しているのに対して、面会交流を行ったことがない母子家庭が養育費を受給している割合は 17.7%と、面会交流を実施している母子家庭の方が養育費を受給している割合が高い。

図 II - 8 面会交流と養育費の関係 (母子家庭)



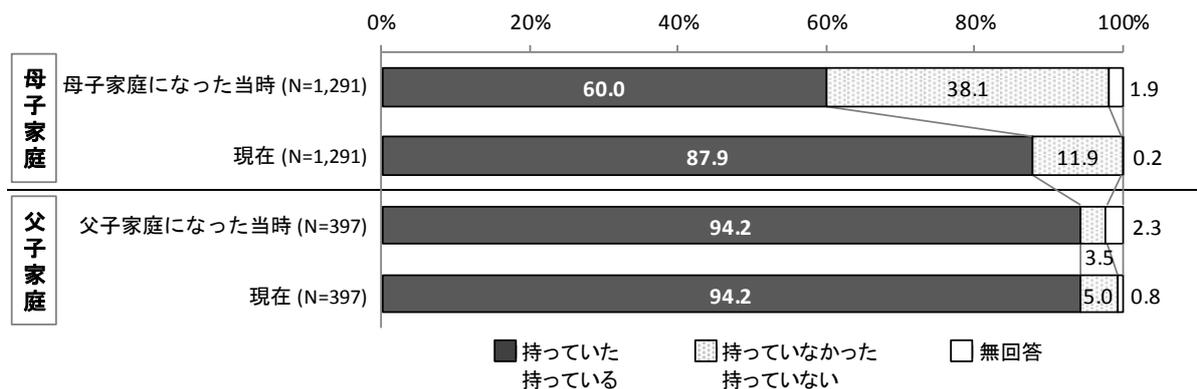
## 4. 仕事の状況

### (1) 仕事の有無

母子家庭及び父子家庭になった当時仕事をしていた割合は、母子家庭の母親で60.0%、父子家庭の父親で94.2%となっており、現在仕事を持っている割合は、母子家庭で87.9%、父子家庭で94.2%となっている。

母子家庭の母親は、母子家庭になってから仕事を持つ割合が高くなっている。

図Ⅱ - 9 仕事の有無

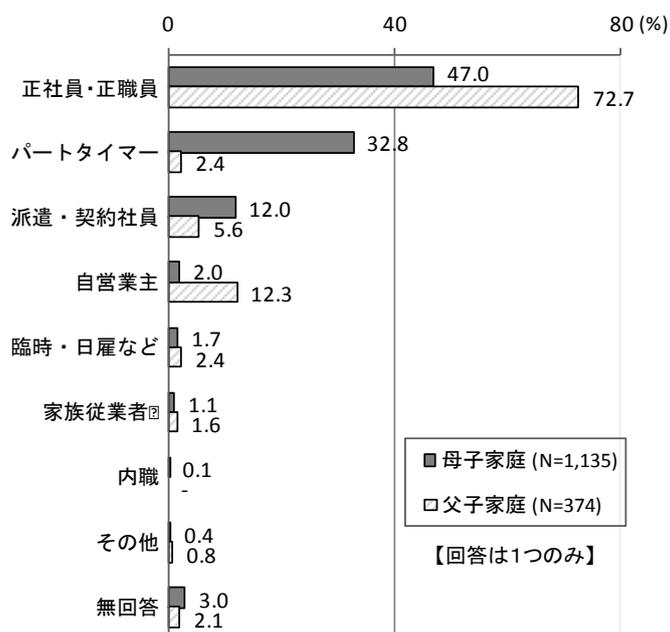


### (2) 現在の就労形態

現在の就労形態は、母子家庭では「正社員・正職員」が47.0%、次いで「パートタイマー」が32.8%、「派遣・契約社員」が12.0%となっている。

父子家庭では「正社員・正職員」が72.7%、次いで「自営業主」が12.3%となっている。

図Ⅱ - 10 現在の就労形態



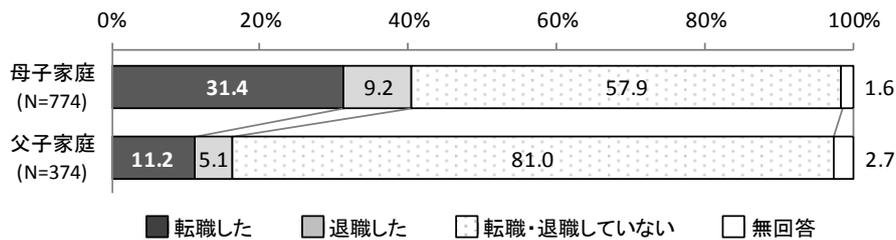
### (3) 転職・退職の状況

#### (ア) 転職・退職の有無

母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職の経験をみると、母子家庭の母親では「転職した」が31.4%、「退職した」が9.2%あり、転職または退職を経験している割合が4割を超えている。

父子家庭の父親では、「転職した」が11.2%、「退職した」が5.1%で、転職や退職を経験している割合は16.3%となり、母子家庭に比べて少ない。

図Ⅱ - 11 転職・退職の有無

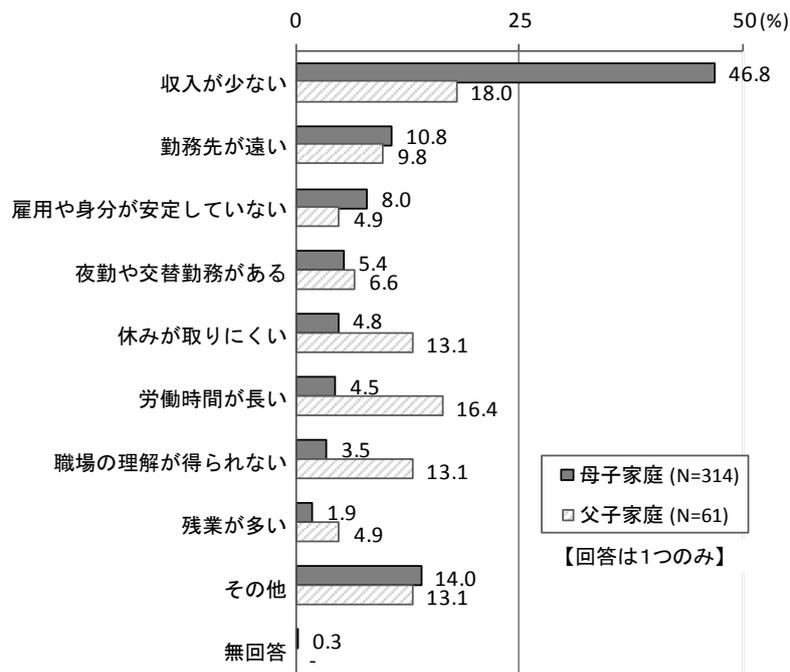


#### (イ) 転職・退職の理由

転職または退職した理由は、母子家庭では「収入が少ない」が46.8%と約半数を占めている。次いで「勤務先が遠い」が10.8%となっている。

父子家庭では「収入が少ない」が18.0%と最も高く、次いで「労働時間が長い」が16.4%、「休みが取りにくい」と「職場の理解が得られない」がともに13.1%で続いている。

図Ⅱ - 12 転職・退職の理由



(4) 仕事による収入

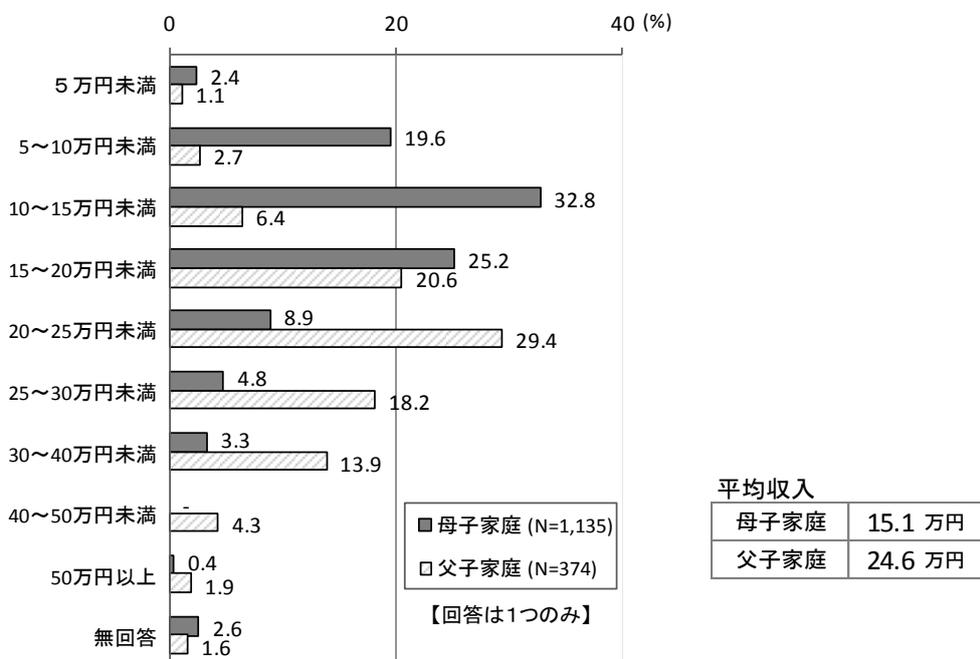
仕事による1ヶ月あたりの収入(手取り:ボーナスなどは除く)は、母子家庭では「10～15万円未満」が32.8%で最も高く、1ヶ月あたりの手取り収入額は平均で約15万1,000円となっている。

父子家庭では「20～25万円未満」が29.4%で最も高く、次いで「15～20万円未満」が20.6%となっている。1ヶ月あたりの手取り収入額は平均で約24万6,000円となっている。

母子家庭と父子家庭では平均額で約9万5,000円の差がみられる。母子家庭では、母子家庭になってから仕事に就いた人が多いことや、就労形態ではパートタイマー等の割合が高いことなどが影響していると考えられる。

なお、前回調査と比較すると、母子家庭の平均額は5,000円増加したのに対し、父子家庭では2,000円減少している。

図Ⅱ-13 仕事による1ヶ月の収入額



※平均は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円などそれぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

## 5. 住宅の状況

### (1) 住居形態

住宅の状況は、母子家庭では「民間借家・アパートなど」が37.2%と最も高く、次いで「家族名義の持ち家」(23.9%)、「県営住宅・市営住宅」(18.7%)、「自分名義の持ち家」(13.2%)となっている。自分名義と家族名義を合わせた『持ち家』は37.1%となっている。

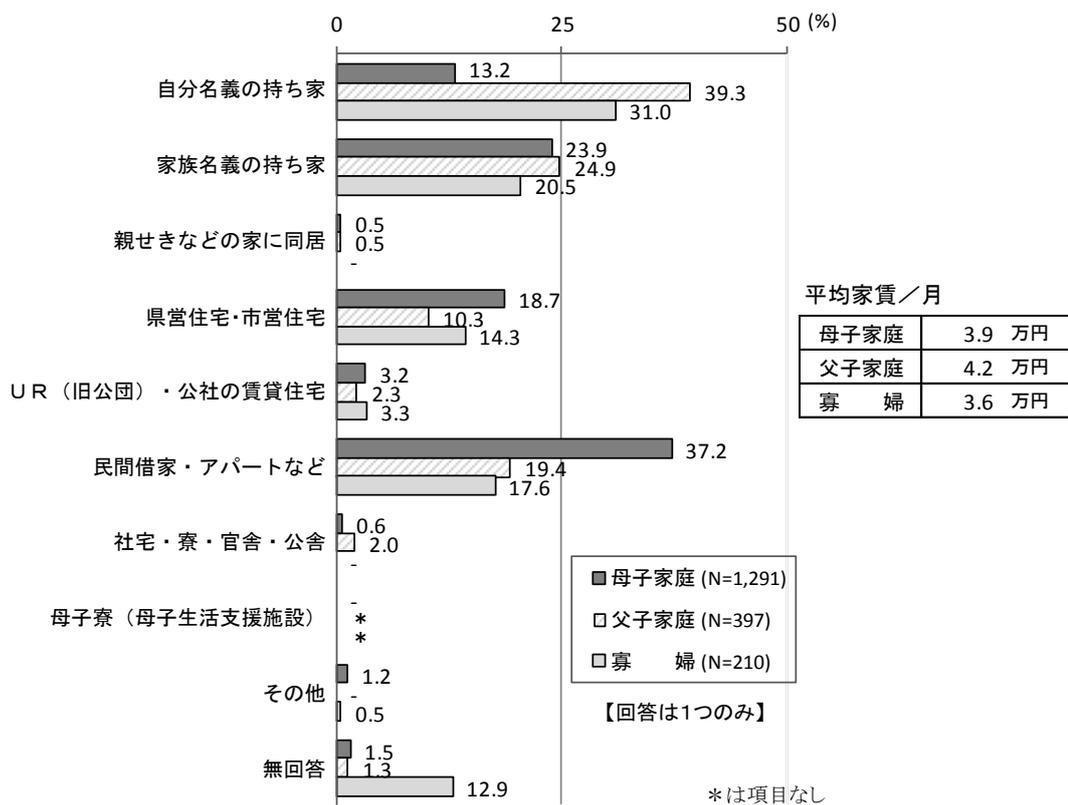
父子家庭では「自分名義の持ち家」が39.3%で最も高く、「家族名義の持ち家」24.9%を合わせた『持ち家』が64.2%と6割を超えている。

寡婦では「自分名義の持ち家」が31.0%と最も高く、「家族名義の持ち家」20.5%と合わせた『持ち家』は51.5%となっている。

『借家』の1ヶ月の家賃平均額は母子家庭では約3万9,000円、父子家庭では約4万2,000円、また、寡婦では約3万6,000円となっている。

なお、前回調査と比較すると、母子家庭では約2,000円増加、父子家庭では約1,000円減少、寡婦では前回とほぼ同額となっている。

図Ⅱ - 14 住居形態



※家賃の平均は「1万円未満」は5,000円、「1万～1万5,000円未満」は1万2,500円などそれぞれ中間値をとり、「7万円以上」は7万円とし、「支払っていない」と無回答を除いた標本数で算出した。

6. 生計の状況

(1) 主たる収入源

主たる収入源としては、「自分の主な仕事による収入」が最も多く、母子家庭では 81.7%、父子家庭では 91.7%となっている。母子家庭では、「子どもや家族の仕事による収入」や「生活保護」の割合は父子家庭よりも高い。寡婦では「自分の主な仕事による収入」が 63.3%で最も高く、「年金（遺族基礎年金など）」（26.7%）の割合は母子家庭や父子家庭に比べて高くなっている。

表Ⅱ - 7 主たる収入源

		(%)							
	標本数	に自分の主な仕事	子どもや家族の	生活保護	年金（遺族基礎	年金（遺族基礎	慰謝料・養育費	その他	無回答
母子家庭	1,291	81.7	4.3	4.2	3.8	1.2	2.8	2.1	
父子家庭	397	91.7	0.5	2.0	3.0	-	1.3	1.5	
寡婦	210	63.3	5.2	1.4	26.7	-	1.4	1.9	

(2) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入は、母子家庭では「200～300 万円未満」が 27.0%で最も高く、次いで「150～200 万円未満」が 16.8%で高くなっており、1 世帯平均年収は約 256 万円となっている。父子家庭では「300～400 万円未満」が 22.4%で最も高く、これに「200～300 万円未満」（16.4%）、「400～500 万円未満」（15.9%）が続いており、1 世帯平均年収は約 430 万円となっている。寡婦では、「200～300 万円未満」が 22.9%で最も高く、1 世帯平均年収は約 283 万円となっている。

前回調査と比較して、父子家庭の収入は約 4 万円減少したのに対して、母子家庭は約 22 万円、寡婦は約 6 万円増加している。

表Ⅱ - 8 世帯の年間税込み収入

		(%)													
	標本数	収入はない	10 万円未満	105 万円未満	110 万円未満	115 万円未満	120 万円未満	125 万円未満	130 万円未満	135 万円未満	140 万円未満	145 万円未満	150 万円以上	無回答	平均（万円）
母子家庭	1,291	0.9	9.5	15.5	16.8	27.0	12.1	4.5	5.7	1.2	0.9	6.0	256		
父子家庭	397	0.5	3.8	5.5	4.5	16.4	22.4	15.9	16.1	8.6	3.0	3.3	430		
寡婦	210	1.4	7.1	15.7	16.2	22.9	12.9	4.8	7.1	3.3	1.0	7.6	283		

※平均は「100万円未満」は50万円、「100～150万円未満」は125万円などそれぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円として、「収入はない」と無回答を除いた標本数で算出した。

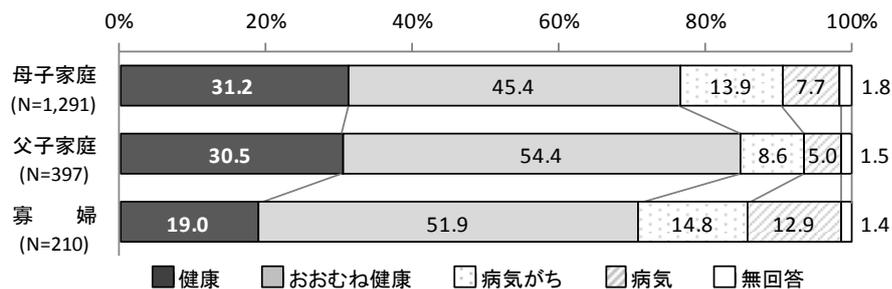
## 7. 健康状態

### (1) 健康状態

健康状態として、「健康」「おおむね健康」を合わせると、母子家庭で76.6%、父子家庭で84.9%となっている。母子家庭では、「病気がち」「病気」を合わせた割合が21.6%と父子家庭の13.6%より8ポイント高い。

寡婦では、「健康」「おおむね健康」を合わせると70.9%となっており、「病気がち」「病気」を合わせた割合は27.7%となっている。

図Ⅱ - 15 健康状態

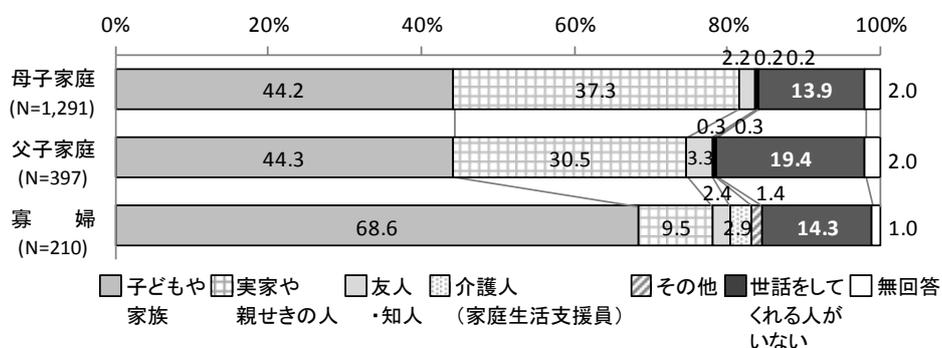


### (2) 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話

母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話については、母子家庭、父子家庭ともに「子どもや家族」が4割を超えて最も高く、次いで「実家や親せきの人」が母子家庭で37.3%、父子家庭では30.5%となっている。一方、「世話をしてくれる人がいない」は母子家庭で13.9%、父子家庭では19.4%となっている。

寡婦では、「子どもや家族」が68.6%で最も高く、「実家や親せきの人」が9.5%で続いている。「世話をしてくれる人がいない」は14.3%となっている。

図Ⅱ - 16 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話



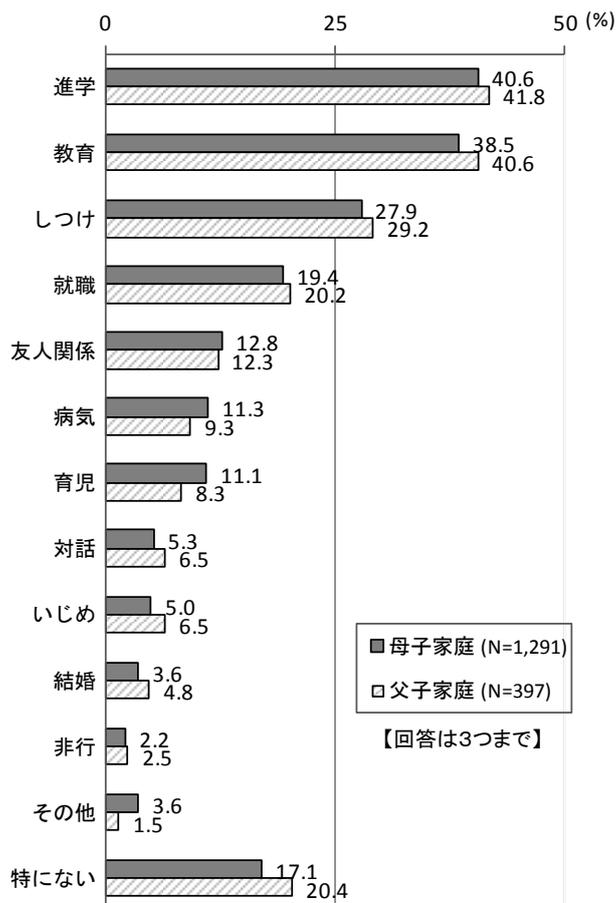
## 8. 子どもの状況

### (1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みは、母子家庭では「進学」40.6%、「教育」38.5%、「しつけ」27.9%などが高い。

父子家庭でも「進学」が41.8%と最も高く、次いで「教育」40.6%、「しつけ」29.2%などとなっており、母子家庭と同じ傾向がみられる。

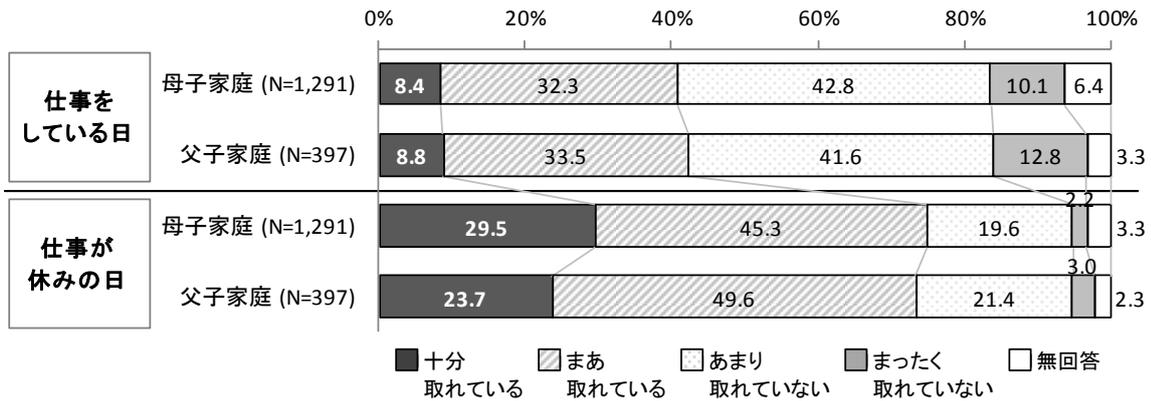
図Ⅱ - 17 子どもについての悩み [複数回答]



## (2) 子どもとの団らんの機会

子どもとの団らんの機会が「十分取れている」「まあ取れている」を合わせた『取れている』とする割合は、仕事の日では母子家庭で 40.7%、父子家庭で 42.3%、休みの日では、母子家庭で 74.8%、父子家庭で 73.3%となっている。仕事が休みの日であっても団らんの機会が「あまり取れていない」「まったく取れていない」を合わせた『取れていない』とする割合は、母子家庭で 21.8%、父子家庭では 24.4%となっている。

図Ⅱ - 18 子どもとの団らんの機会

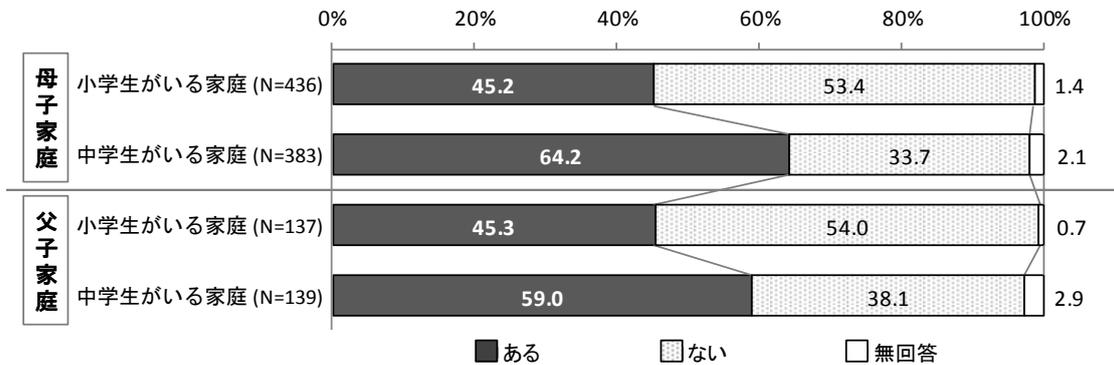


(3) 学校が終わった後、子どもがひとりになる時間

(ア) 子どもがひとりになる（子どもだけになる）時間の有無

小学生の子どもがひとりになる時間の有無については、「ある」は母子家庭で 45.2%、父子家庭では 45.3%、中学生では、母子家庭で 64.2%、父子家庭で 59.0%となっている。

図Ⅱ - 19 子どもがひとりになる時間の有無

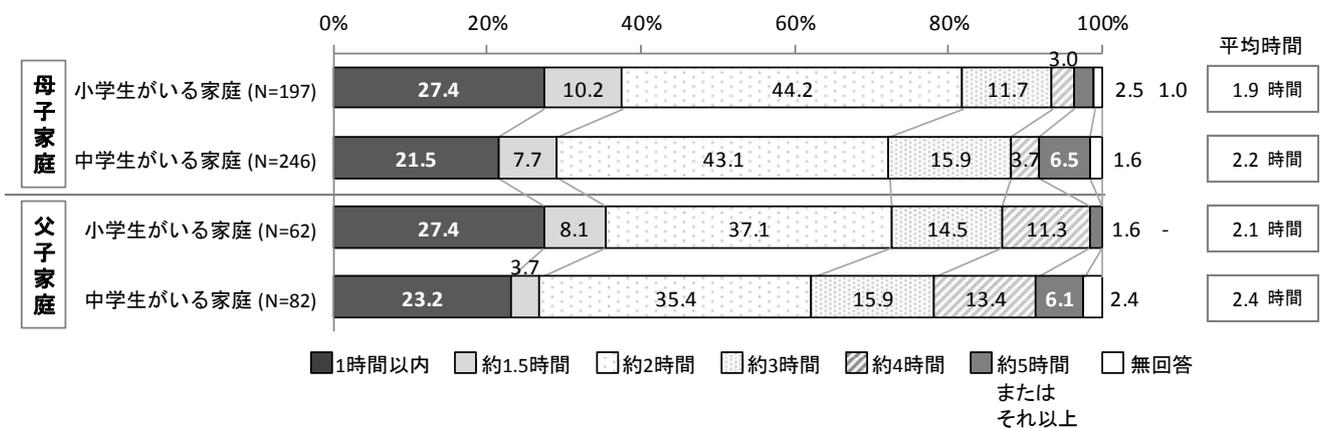


(イ) 子どもがひとりになる（子どもだけになる）時間

小学生の子どもがひとりになる時間については、「約2時間」が母子家庭で 44.2%、父子家庭で 37.1%とともに最も高く、『約2時間まで』でみると母子家庭では 81.8%、父子家庭では 72.6%となっている。

中学生の子どもは、「約2時間」が母子家庭で 43.1%、父子家庭で 35.4%と最も高くなっている。『約2時間まで』でみると、母子家庭では 72.3%、父子家庭では 62.3%となっている。なお、平均時間をみると、小学生で2時間前後、中学生では2時間を超える程度となっている。

図Ⅱ - 20 子どもがひとりになる時間



## 9. 生活状況

### (1) 生きがいの対象

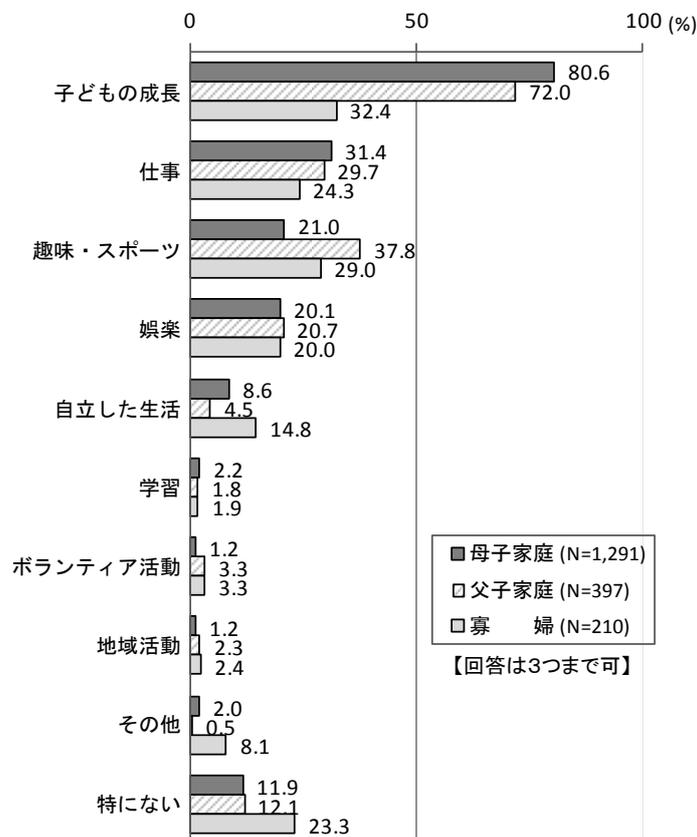
生きがいの対象としては、「子どもの成長」が最も高く、母子家庭で80.6%、父子家庭で72.0%となっている。次いで母子家庭では「仕事」(31.4%)、「趣味・スポーツ」(21.0%)、「娯楽」(20.1%)が高く、父子家庭では「趣味・スポーツ」(37.8%)、「仕事」(29.7%)、「娯楽」(20.7%)が高くなっている。

母子家庭では「子どもの成長」が父子家庭に比べて8.6ポイント高く、父子家庭では「趣味・スポーツ」が母子家庭に比べて16.8ポイント高い。

寡婦では、「子どもの成長」が32.4%と最も高く、次いで「趣味・スポーツ」(29.0%)、「仕事」(24.3%)、「娯楽」(20.0%)が高くなっている。

また、寡婦では、母子家庭や父子家庭に比べて「自立した生活」(14.8%)が高くなっている。

図Ⅱ-21 生きがいの対象 [複数回答]



(2) 生活上の不安や悩み

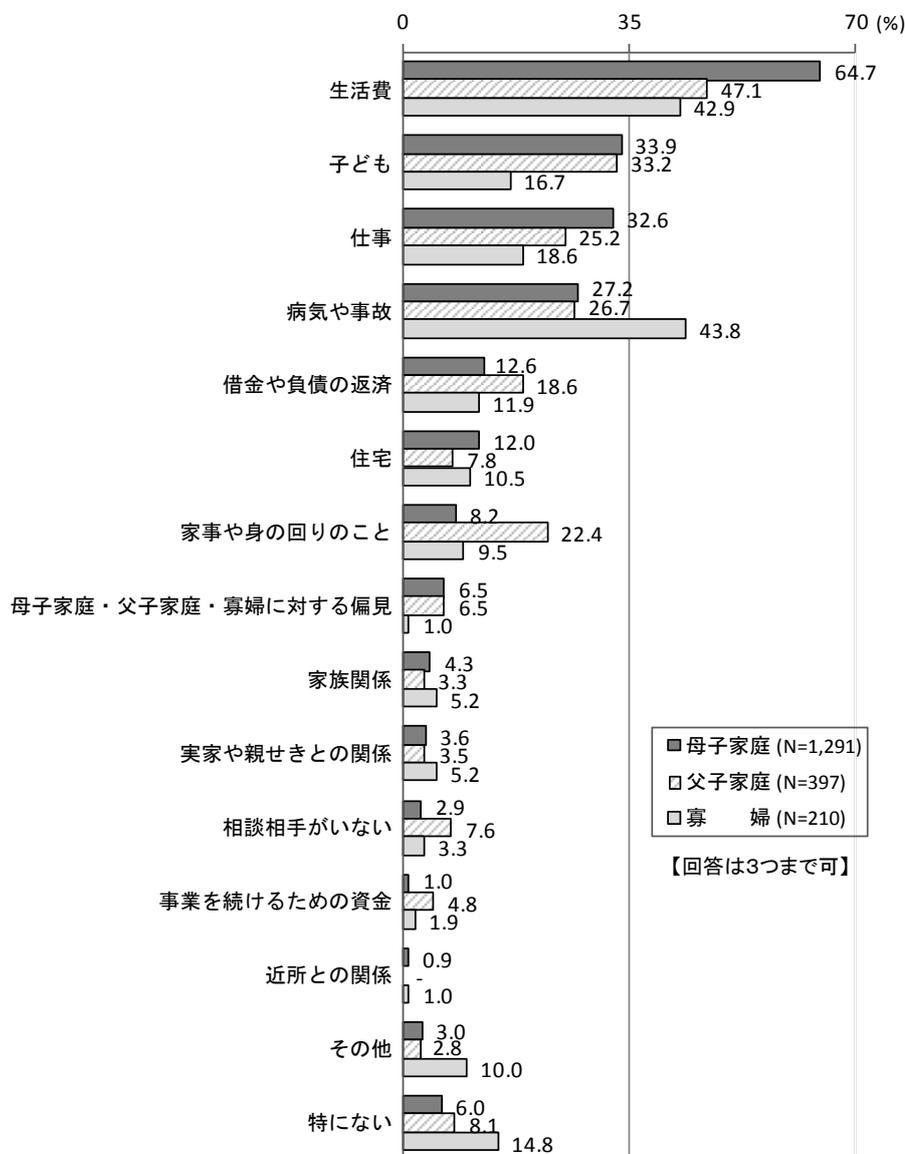
生活上の不安や悩みは、母子家庭では「生活費」が64.7%で最も高く、次いで「子ども」(33.9%)、「仕事」(32.6%)、「病気や事故」(27.2%)が高くなっている。

父子家庭では母子家庭と同様に「生活費」が47.1%と高く、次いで「子ども」(33.2%)、「病気や事故」(26.7%)、「仕事」(25.2%)、「家事や身の回りのこと」(22.4%)が2割を超えて続いている。

母子家庭では「生活費」、「仕事」が父子家庭に比べて高くなっているのに対して、父子家庭では「家事や身の回りのこと」や「借金や負債の返済」が母子家庭に比べて高くなっている。

寡婦では、「病気や事故」が43.8%と最も高く、次いで「生活費」(42.9%)、「仕事」(18.6%)、「子ども」(16.7%)などとなっている。

図Ⅱ - 22 生活上の不安や悩み [複数回答]



### (3) 相談相手

困ったことが起きたときの相談相手として、母子家庭では「友人・知人」が53.2%で最も高く、次いで「実家や親せきの人」(44.9%)、「子どもや家族」(40.3%)と身近な人の割合が高い。

一方、「自分で解決している」は21.5%、「相談相手がいない」5.2%、「相談窓口が分からない」2.1%となっている。

父子家庭では「実家や親せきの人」(40.8%)が最も高く、これに「友人・知人」(34.3%)、「子どもや家族」(23.4%)が続いている。「自分で解決している」は33.0%で、母子家庭の母親より11.5ポイント高くなっている。

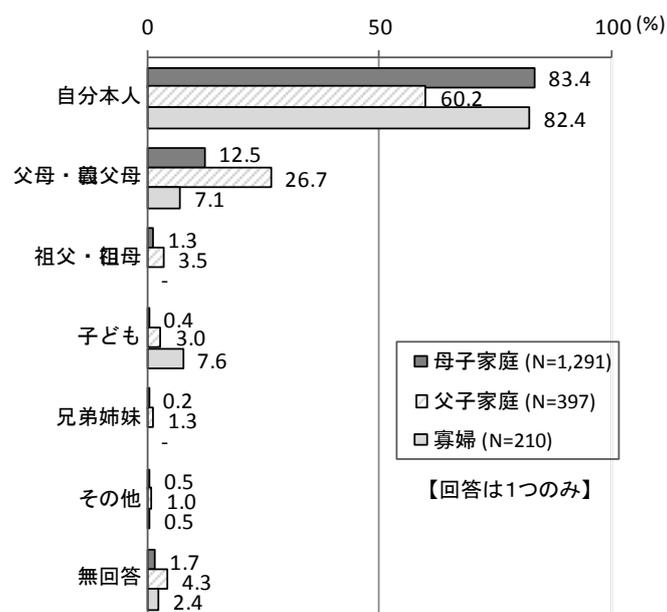
表Ⅱ - 9 相談相手

	標本数	子どもや家族	の実家や親せきの人	近所の人	友人・知人	他の母子(父子)家庭などの人	母子・父子福祉センター	相談窓口 県・市区町村の	民生・児童委員	その他	自分で解決している	相談相手がいない	相談窓口が分からない	問題が起きたことはない	無回答
母子家庭	1,291	40.3	44.9	1.1	53.2	3.6	1.1	4.0	0.1	2.8	21.5	5.2	2.1	0.5	1.8
父子家庭	397	23.4	40.8	1.5	34.3	2.3	2.8	3.8	1.0	0.8	33.0	16.4	4.8	2.0	5.3
寡婦	210	65.2	25.2	1.0	39.5	0.5	0.5	2.4	1.4	1.9	34.8	4.3	1.9	2.9	2.4

### (4) 家事を担当している人

日常の家事を担当している人は、母子家庭では「自分本人(母子家庭の母本人)」が83.4%と大部分を占めているのに対して、父子家庭では「自分本人(父子家庭の父本人)」は60.2%で、「父母・義父母(子どもからは祖父母)」が26.7%となっている。

図Ⅱ - 23 家事を担当している人



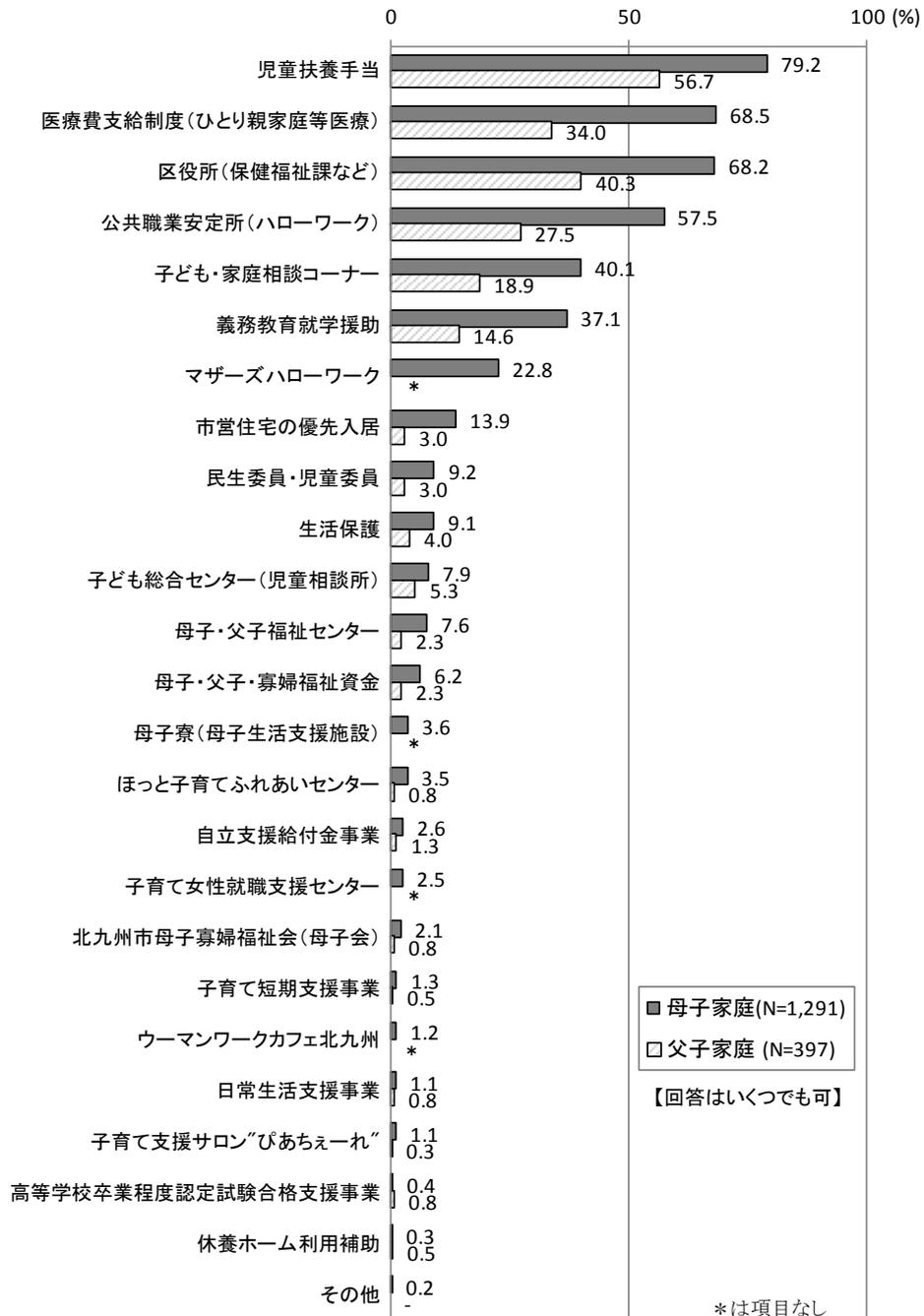
10. 公的機関や制度の利用状況

公的機関や制度（福祉施策等）の利用状況をみると、母子家庭では「児童扶養手当」が79.2%で最も高く、次いで「医療費支給制度（ひとり親家庭等医療）」（68.5%）、「区役所（保健福祉課など）」（68.2%）、「公共職業安定所（ハローワーク）」（57.5%）までが5割を超えている。

父子家庭でも母子家庭と同様に「児童扶養手当」が56.7%と最も高く、次いで「区役所（保健福祉課など）」（40.3%）、「医療費支給制度（ひとり親家庭等医療）」（34.0%）、「公共職業安定所（ハローワーク）」（27.5%）が高くなっている。

母子家庭は父子家庭に比べて多くの項目で利用したことがある割合が高くなっており、様々な公的機関や制度を利用している状況がうかがえる。

図Ⅱ - 24 制度の利用状況 [複数回答]



## 11. 行政機関に対する要望

行政機関に対する要望としては、母子家庭では「年金・手当などを充実する」が58.7%で最も高く、次いで「医療保障を充実する」(31.8%)、「職業訓練の場や働く機会を増やす」(24.2%)、「県営住宅や市営住宅を増やす」(23.5%)が続いている。

父子家庭でも母子家庭と同様に「年金・手当などを充実する」が57.2%と最も高く、次いで「医療保障を充実する」(33.8%)、「交際や結婚などを相談できる窓口をつくる」(12.6%)、「県営住宅や市営住宅を増やす」(12.3%)が続いている。

寡婦でも、「年金・手当などの充実」が61.0%と最も高く、次いで「医療保障を充実する」(43.3%)、「職業訓練の場や働く機会を増やす」(23.3%)が続いている。また、「医療保障を充実する」や「健康診査や保健相談・指導を充実する」などは母子家庭及び父子家庭に比べて高く、医療や健康への要望が高くなっている。

図Ⅱ - 25 行政機関に対する要望 [複数回答]

